

高石市競争入札心得（指名競争入札用）

（平成 21 年 9 月 25 日決裁）

（平成 23 年 4 月 7 日決裁）

（平成 25 年 10 月 29 日決裁）

（平成 31 年 4 月 23 日決裁）

（趣旨）

第 1 条 この心得は、高石市が行う指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第 2 条 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、高石市契約規則（以下「契約規則」という。）、入札要項、この心得等を遵守しなければならない。

（契約締結条件の熟知）

第 3 条 入札参加者は、入札要項、契約書案、仕様書、設計図書、図面、説明書、質疑回答書、現場説明事項その他の契約締結に必要な条件を熟知した上で入札に参加しなければならない。

2 前項に定める契約締結に必要な条件に係る資料を受け取らなかつた者及び参加が義務付けられた現場説明に参加しなかつた者は、入札を辞退したものとみなすことがある。

（公正な入札の確保）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法に抵触する行為を行つてはならない。

2 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力するものとし、公正な入札の執行を妨げるような行為を行つてはならない。

3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思又は入札価格についていかなる相談も行わぬ、独自に入札意思及び入札価格を決定しなければならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して意図的に入札価格及び工事費内訳書を開示してはならない。

（入札参加資格）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

（1）入札日において指名停止措置又は入札等除外措置を受けている者

（2）入札の公正な執行を妨げる行為をした者又は行為をするおそれがあると認められる者

（3）入札時間に遅れた者。ただし、不可抗力により入札時間に遅れた者は、入札に参加することを認めることがある。

（入札保証金）

第 6 条 入札参加者は、入札価格（消費税及び地方消費税相当額を含めずに算定した価格。）の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、これを切捨てる。ただし、単価契約の場合を除く。以下「契約希望金額」という。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付し、又契約規則第 11 条第 1 項で定める証券を提供しなければならない。ただし、契約規則第 13 条第 1 項のいずれかの号に該当するときは、この限りでない。

（入札の辞退）

第 7 条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札の辞退は、次の各号に定める方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を入札担当職員に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札書に辞退の旨を記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、辞退したことをもって不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の方法)

第8条 入札会場への入室は、原則として1名のみとする。

- 2 入札参加者は、入札書に記名押印し、指定した日時及び場所において当該入札書を所定の入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札に参加するときは、委任状を代理人に持参させ、入札執行時までに入札担当職員に提出させなければならない。この場合における入札は、代理人による記名押印によって行う。
- 4 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（入札価格）とする。ただし、別に指定したときは、その指定による。
- 5 指定した工事の入札は、入札時に工事費内訳書を提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、投入した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。
- 7 入札書には容易に消去することのできない筆記具を用いてアラビア数字により記入しなければならない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が第4条各項の規定に抵触する疑いがあるなど公正な入札の執行を疑わせる事情があるときは、入札を中止し、又は延期することがある。

- 2 災害その他やむを得ない事情が生じたときは、入札を中止し、又は延期することがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 第12条の規定による再度の入札を行った場合において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (9) 工事費内訳書の提出を求めた入札において、工事費内訳書を提出しない入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (13) 入札担当職員の指示に従わない者のした入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した者の入札

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後直ちに、当該入札場所において入札参加者を立ち会わせて

行い、その結果を口頭で知らせる。

(再度入札)

第12条 開札の結果、落札者とするべき者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがある。この場合において、再度入札は、原則として1回（初度入札を含めて2回）とする。

2 前項の規定により再度入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

(1) 初度入札で無効とされた入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた入札の場合において、初度入札で入札価格の100分の110に相当する額が最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(落札者の決定等)

第13条 入札参加者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低の価格をもって入札した者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内の入札価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 最低制限価格を設けている場合においては、前項の規定にかかわらず契約希望金額が予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない入札参加者があるときは、これに代わって当該入札事務と関係のない職員にくじを引かせる。

4 入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認められるときその他必要があると認められるときは、落札者の決定を保留することがある。

(契約保証金)

第14条 契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約規則第45条で準用される同規則第11条第1項で定める証券を提供しなければならない。ただし、契約規則第46条のいずれかの号に該当するときは、この限りでない。

(契約書の提出)

第15条 契約書を作成する場合は、落札者は、契約書に記名押印し、落札者の決定を通知した日から7日以内に市長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、提出期限を延長することがある。

2 落札者が前項に定める期限内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(入札保証金等の帰属等)

第16条 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金等は高石市に帰属する。

2 第6条ただし書の規定により入札保証金等の納入を免除されている者が落札者となり、契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額を徴収

する。

(議会の議決を要する契約)

第 17 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条又は第 3 条の規定に該当する契約は、議会の議決があるまでの間は仮契約とし、議会の議決があつたときに本契約が成立するものとする。

- 2 前項の規定による仮契約の相手方が仮契約中に本市の指名停止措置又は入札等除外措置を受けたときは、当該仮契約を解除することがある。
- 3 前項の規定により仮契約が解除された場合において仮契約の相手方に損害が生じても本市はその責めを負わない。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後、入札要項、契約書案、仕様書、設計図書、図面、説明書、質疑回答書、現場説明事項等について、不明、錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 19 条 入札手続きについては、入札担当職員の指示に従わなければならない。

附 則

この心得は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年 9 月 30 日までに契約期間が終了する契約については、なお従前の例による。